

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第73号

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立水産体験学習館条例施行規則（平成10年3月規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（附属設備の使用料）</p> <p>第3条 条例別表第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>（使用料の後納）</p> <p>第4条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例別表第1号ア及びイの表に規定する時間超過使用料を納付するとき。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>	<p>（附属設備の使用料）</p> <p>第3条 条例別表第1第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>（使用料の後納）</p> <p>第4条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 条例別表第1第1号ア及びイの表に規定する時間超過使用料を納付するとき。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

別表（第3条関係）

[略]

備考 使用の回数については、条例
別表第1号アの表に規定する使用
時間の区分に従い、同表の午前又
は午後の使用をもって1回の使用
と、同表の終日の使用をもって2
回の使用とする。

別表（第6条関係）

[略]

備考 使用の回数については、条例
別表第1第1号アの表に規定する
使用時間の区分に従い、同表の午
前又は午後の使用をもって1回の
使用と、同表の終日の使用をもっ
て2回の使用とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。